

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請（A型及びB型燃料体））【3】」

2. 日時：令和4年11月25日（金）10時10分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官※、鈴木主任安全審査官※、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 燃料技術グループリーダー※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 燃料体（17行17列ウラン燃料集合体（A型、B型））設計及び工事計画変更認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・資料2 伊方発電所3号機燃料体（17行17列ウラン燃料集合体（A型、B型））に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））補足説明資料
- ・資料4 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））補足説明資料
- ・資料5 資料3,4における設工認条文整理フローの一部記載修正について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁イトウですそれでは伊方の設工認、燃料体に関する設工認のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:11	今日の資料ですけれども、四ついただいてまして、資料1としてコメント管理表、資料2として、概要パワポ。
0:00:25	それから資料3、4として、
0:00:28	方の補足説明資料、抜粋とB型補足説明資料抜粋をいただいています。江藤。今日はこれエラーを中心に、ヒアリングを行いたいと思っております。
0:00:46	そうですね差し支えなければ、資料には一応目を通しておりますので、質問から、
0:00:55	入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
0:01:02	四国電力嶋本です。はい。その進め方で問題ございません。
0:01:07	はい。規制庁伊東です。それでは質問を始めたいと思います。
0:01:14	えっとですねまずコメント管理表のに沿って、順番に行きたいと思えます。まずナンバー6については、
0:01:25	特任の記載が、資料2の概要パートに追加。
0:01:31	されていますと。
0:01:33	ということで、衛藤追加されているのは承知しました。
0:01:37	それですねちょっと気になったの。
0:01:42	カラーですねえ。
0:01:45	ここのパートだけを見ると、設認、特任等は後5年もですかね。
0:01:54	五つの、
0:01:56	いつの認可なんですかっていうのがちょっと見えないうところがあって、確か前回のヒアリングで、特に最新の、
0:02:06	ものですって口頭で回答あったんですけども、
0:02:12	資料上、書いてないので、できれば、何か米印か何かで通期つきで江藤何年何月何日、もう認可ですっていうのがわかるように書いていただきたいんですが、それは可能でしょうか。
0:02:32	四国電力河本です。ご指摘の通り特に参照している特認トウセツ2の認可時期を、パワポ資料、
0:02:41	の注記として記載したいと思います。
0:02:45	はい。瀬戸イトウですありがとうございます。これコメントNo. 6については以上になります。
0:02:53	次に行きまして、No.7ですけれども、すいませんちょっとここは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:01	回答をいただいて読んだんですが、若干ちょっとわかりづらいところがあってですね。
0:03:11	そうですね、ちょっと。
0:03:14	すいません。ここについては一旦その回答のご説明をいただいてもいいですか。
0:03:22	はい。被告電力カワモトです。ナンバー、コメントリストナンバー7について回答説明をさせていただきます。
0:03:31	まずご指摘いただいた事項が、B型燃料他の設工認の申請資料の添付資料7において上部の0歳バネへの健全性への確保がされて、
0:03:46	いるかどうかの判断基準として、浮き上がるがばねの塑性変形は進行しないというのを記載をさせていただきました。
0:03:54	一方で前回のヒアリングで指摘のあったところがですねB型燃料体設認には設計弾性限界ばね力以内であるから懸念性は確保されていると記載がありましたので、
0:04:06	B型燃料体の設備に合わせてB型燃料体の設工認の資料等の記載も、直すべきだというような、
0:04:13	指摘をされていたと認識しております。
0:04:17	この件についてですね1度、弊社の方で持ち帰りまして、改めてこの記載の経緯であるとか背景を調査した結果が、回答、コメントリストに記載してる回答になります。
0:04:32	当該箇所についてですねA型燃料他の設認と設工認の記載も含めて改めて精査し直した結果ですね、梱包バースピード条件下で上部の0歳坂野選挙進行しないという記載は、A型燃料体の
0:04:51	設認と設工認に記載されております。
0:04:56	なぜA型燃料体では弾性変形は進行しないという記載ではなく、塑性変形が進行しないというような記載になっていたかと言いますと、
0:05:06	これはですねポンプオーバースピード条件時においては、
0:05:11	上部の0サーバにかかる荷重については設計弾性限界パネル以内であるということではあるんですけども、
0:05:20	本体と比べてバネの変位量が、
0:05:26	より縮まるというか集合体の上面と上部炉心版の間の隙間が小さくなる0タイGにおいては、
0:05:35	上部の0歳番目が若干塑性変形するというような設計になっております。
0:05:41	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:41	つまり燃料を装荷しまして、上部の上部炉心バーンで上から押さえつけた段階では、炉心は0タイコールド状態でありますので、隙間が小さく、
0:05:54	上部の0歳バネが若干塑性変形してしまうと。
0:05:58	というような状態になります。
0:06:00	その後御田温度を上げてす、温度上げた状態でポンポン、スピード条件、
0:06:07	になるというような想定で評価をしておるんですけども、そもそももう、燃料装荷して以降、例題へ大事に置いて、
0:06:18	若干そう連携するのであれば、その時点で塑性変形はするんですけども、その後御大事になって、隙間が開いて、ポンポンオーバースピード。
0:06:31	になって、燃料集合体が仮に浮き上がったとしても、その状態であれば、完成範囲内。
0:06:39	であると。ただ、燃料装荷時には若干塑性変形してますので、弾性範囲内であるという記載よりは、
0:06:47	0タイ時の塑性変形は根本バース温帯時あるポンプオーバースピード条件では進行しないというような記載の方がより適切であると。
0:06:57	てというような背景があり、A型燃料体の設認と設工認ではそのような記載をしておりました。
0:07:05	で、さらにAB型燃料体についても、設計思想等を改めて確認したところ同様の設計思想でありますので、
0:07:15	A型燃料体とB型燃料体は、この点については全く同じような背景になります。
0:07:22	以上を踏まえまして衛藤A型年、
0:07:26	A型燃料ラグビー型燃料体の設備の記載についてはどちらも間違いという。
0:07:31	ものではないと認識してるんですけども、
0:07:35	より
0:07:37	より状況を的確に表現しているA型燃料体の設認の記載に合わせてB型燃料体の設工認の
0:07:45	全部資料7の記載についてもですね、
0:07:49	今お出ししている、記載の通り、ポンプオーバースピード条件にでも浮き上がるが、バネの塑性変形を進行しないとの記載の方が適切であると考えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:00	おましてこのような記載のままとさせていただきたいと思っております。以上になります。
0:08:10	はい規制庁井藤です。ご説明ありがとうございます。
0:08:16	とですね、まず、ちょっと順番の確認なんです、0 タイGの燃料装荷時っての一番最初に燃料を入れて、
0:08:29	上部炉心上部炉心支持ファンですから、それで押さえつけ。
0:08:36	聞いて、
0:08:38	そこで若干の塑性変形があると。
0:08:43	で、
0:08:47	もう塑性変形したっていうことは、ずっとこの後は、何だ、塑性域とか、塑性変形した。
0:08:57	ままの状態が続いているっていうことでもいいんですよね。
0:09:04	四国電力の川元です。ご認識の通りです。燃料装荷して上部炉心燃す乗っけて押さえつけた段階で佐瀬ちゃん可能性を占拠するんですけども、そのときのひずみが残ったままとなります。以上です。
0:09:21	はいありがとうございます。それで塑性変形を一番最初の0 タイ時にして、
0:09:28	そのあと温帯でフォン等バースT1Gに、
0:09:35	B型については浮き上がるが、設計弾性限界ばね力、
0:09:44	いない。
0:09:45	すいませんちょっと組成を塑性変形している状態で、
0:09:51	設計弾性限界が音力いないっていう。
0:09:57	何か
0:09:59	何か力の名前が出て、
0:10:03	クルーっていうのがちょっとよくわからなかったんですがそういう言葉の使い方をするもんなんですか。
0:10:12	四国電力河本です。我々としてはそんな言葉の使い方たに問題ないと考えております。
0:10:20	例えば仮にですねバネへとはこれはたとえ話になるんですけども、ばねをですね、工場、例えば工場で、
0:10:30	鍛造で作ったような場合ですと、工場ではアノばねは塑性変形して、形が作られることとなります。その後出荷されるとですね、
0:10:40	使われる場面においてバネが
0:10:45	何ていうか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:46	弾性域内で使用されることになるんですけども、そういった場合もです ね、使われる場面においてはその場面が工場で、
0:10:55	連携したか装填しないかっていうのも区別がつかないような状況になり ます。
0:11:00	これちょっと話をした趣旨としては、衛藤。
0:11:04	過去の履歴としてその部材が塑性変形してるかしないカーによらず、
0:11:09	ですね。
0:11:10	そのブザーがですね使われる場面において荷重がその場面において 総選挙荘司仮称以内かというのが男性。
0:11:20	設計達成限界以内であるかどうかというのの判断の基準になると考え ております。以上です。
0:11:46	はい。規制庁伊東です。衛藤。はい、御説明。
0:11:50	としては承知しました。
0:11:55	と、そう例え一つとですね。
0:11:59	1点確認なんですが
0:12:02	0タイ時に塑性変形をして、ワンサイクルつか言いますよねそのあと、
0:12:10	最クルー、次のサイクルに行くときにこの抑えばねっていうのは、取りか えるものなんですかそれともそのまま使う。
0:12:20	最終をするんでしょうか。
0:12:26	四国電力河本です。取りかえることはなく、す。燃料体に燃料体に火つ いたまま最終することになります。以上です。
0:12:36	なるほどね。防災ばねの性能としては、もう塑性変形した。
0:12:42	状態でもなんだ。
0:12:44	問題ないというか、使い続けられるっていうことですね。
0:12:52	2 四国電力加茂です。その通りです。
0:12:59	はい。瀬戸イトウです。
0:13:01	は、
0:13:02	わかりました。
0:13:04	それで、あとはですね、
0:13:10	ちょっとごめんなさい、果樹荷重のかかり方の確認なんです、形で浮 き上がらないというふうを書いて、
0:13:20	ルー
0:13:22	の
0:13:24	そもそも
0:13:26	燃料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:28	集合体の位置が変わらないというそういう理解でいいですか。
0:13:37	四国電力加茂です。ご認識の通り浮き上がらないということは燃料集合体着変わらないということになります。以上です。
0:13:44	はい。
0:13:46	時にスタッグ下向きの
0:13:50	荷重と、
0:13:53	上向きの荷重が遠慮するごたえにはかかっていると思うんですけどそれはもう、
0:14:00	上向きの数より下向きの荷重の方が、
0:14:03	大きくなっているから、
0:14:08	そもそも浮き上がらないのかそれとも上向きの荷重が、の方が大きいんだけど、
0:14:16	何だ、パンツ金が、
0:14:19	これが踏ん張っていて江藤市が変わらないというイメージなのか、どちらでしょうか。
0:14:29	四国電力加茂です。我々西藤。
0:14:36	衛藤。
0:14:37	両ご提示いただいた両方の例について、
0:14:41	ではですねオーナー、
0:14:44	1、同じ状況を指していると理解しております。
0:14:49	事実としましては、上から押さえるばね力の力の方が、燃料集合体が浮き上がろうとする力類も強いため、燃料集合体が浮き上がらないというような状況になります。
0:15:01	以上です。
0:15:11	規制庁鈴木です。ちょっと横からすいません、多分イトウ抜き方が悪かったんだと思うんですけど。
0:15:18	単純に入力加速度に対してオーバースピードのときの、
0:15:25	動きの力っていうのがどっちがまずありますかっていうことを委託して、
0:15:33	重力加速度をよりか、上向きの力のほうがまさっていれば、最終的にはバネの
0:15:40	力で、浮き上がりが防止されているという形になるんですかねっていう、そういうことは聞けなかったんですけど。
0:16:01	四国電力川元です。詳細な一数値については持ち合わせないんですけども、仮にポンプオーバースピードG2 バネーをとっばらうとですねおそらく燃料集合体浮き上がりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:14	そういったことを考えると重力加速度よりもポンポンばスピードの流量、流速によって浮き上がる力の方が強いということが推察されると考えております。以上です。
0:16:27	規制庁鈴木です。その話はわかりました。で、そのポンプオーバースピードの時の、
0:16:35	原子炉の運転状態っていうのは、冷たい時なのか暖かい時なのか、どっちもやってるのか、どう、どうなんでしょうか。
0:16:51	四国電力加茂です。ポンプオーバースピードg本オーバースピード条件はonタイG、
0:17:00	本体のみ評価しております。以上です。
0:17:03	規制庁鈴木です。そうするとですね最初の冒頭の、
0:17:09	資料1の回答欄の説明の時に、文字には書いてないんですけど、
0:17:15	まず0タイ12、
0:17:19	バネが抑えつけられて塑性変形します。
0:17:24	このときには、クリアランスがなくなっている状態なんですけど、
0:17:32	その御大人になると、クリアランスが広がるって先ほど施工等説明があって、そうすと、クリアランスができてる状態なので、
0:17:43	バネと、常務、
0:17:47	7時炉常盤ですか、これとの間に御タイリニアックダンスができていて、
0:17:53	方向がスピードになると、これがウエダにぶつかって、
0:17:59	ばね力が発生するというふうに思えるんですけど、
0:18:04	その理解でいいんですか。
0:18:12	四国電力加茂です。ご発言のクリアランスというのがですねもしも、スキーマのような意味合いで使われているのであれば隙間は存在しない状態です。
0:18:27	0タイであった問題であっても、バネが、
0:18:31	そういう変形というか伸び縮みすることによって常に上部炉心版と燃料集合体の間は、バネが接触してるといいますか、
0:18:44	聖書食うししてるような状態になります。つまり隙間はないような状態になります。以上です。
0:18:52	規制庁鈴木ですやっぱり理解できないですね0タイ人燃料装荷した時に上盤を押さえつけたらバネが塑性変形するって言われているので、そのひずみは戻らないわけですね。
0:19:06	言葉だけで、
0:19:08	は、理解する限りにおいては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	実際に、
0:19:13	原子炉を運転して
0:19:17	高い状態になったときに、
0:19:19	上部版
0:19:22	を支えている部材が
0:19:26	熱膨張して伸びて、燃料体の構造材の伸びとの差が
0:19:35	コンプライアンスができるように、私は李アノ聞こえたんですけれども、
0:19:42	それでも部材が同じなので、同じように伸びてくるあんすわ。冷たいとき高い時でもできませんっていうことであれば何か理解できるんですけど、
0:19:54	一旦塑性変形したものを、
0:19:59	定格をしたとしても、バネのひずみが戻って接触した状態にずっといますっていう話だとするとそれは、最初疎水変形じゃなくてやっぱ弾性変形な気がするし、
0:20:11	ちょっと何かこう、
0:20:13	材料の説明として、何か数字が等っていうようには、
0:20:21	うん。
0:20:22	おかしいんですかねもう一度説明してもらえますか。
0:20:29	うん。
0:20:34	四国電力加茂です。ご懸念の点、
0:20:39	理解いたしました。こちらカラーン野津テール情報が不足していた点もあるんですけれども
0:20:47	遠慮層間に若干塑性変形するというのはですね、イメージで言いますと、
0:20:52	バネがギューツと再付けられて、
0:20:56	何とか若干のひずみが生じるというようなイメージになります。なのでその状態でパッと、
0:21:03	地下を開放すると、リオンと、
0:21:05	元の長さに戻るんですけども、ただ、完全に同じ長さに戻るのではなくて、
0:21:12	例えば借りれます。1%だけ。
0:21:15	戻らないというような、そういう場たをイメージしていただければと思います。
0:21:20	衛藤。
0:21:22	越してキーのクリアランスが生じるような気がするという点はですね、おそらく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:30	0 タイ 0 燃料装荷して上部炉心版を入れるとですねバネがすべてへたって、完全に祖先消してしまうというようなイメージをお持ちなのではないかなど。
0:21:41	推察しますけれども、そう言ったその変形ではなくてですね。
0:21:45	あくまでばねとしては、
0:21:48	概ね
0:21:50	荷重をかければ縮むし、会場開放すれば、元に戻るというような機能は有してるんですけれども、ただ、完全に弾性範囲 0 タイ時には弾性範囲内じゃなくて、
0:22:01	係の話ですけれども例えば 100 の長さがバネがあったとしてそれをぎゅっと縮めてまた開放するとその長さが 99 になると、そういったようなイメージを持っていただければと思います。
0:22:13	従いまして、
0:22:18	都丸長澤の概ね概ねという言葉を使うんですけれども、使わせてもらいますけれども概ね元の長さに戻りますので当然ですね、データ維持である。
0:22:29	隙間が実際隙間というか変位が小さい状態から、
0:22:34	恩田委員は変更黄色な状態になったとしても 100 が 99 に戻る力によってバネは、接触を保ち続けると、というような状況になります。
0:22:45	イメージで恐縮ですけれどもそのような、
0:22:50	イメージを持っていただければと思います。以上です。
0:22:55	規制庁鈴木です。
0:22:58	イメージはわかりましたので、その辺がわかるようにまず回答のところは少し、
0:23:05	説明を補足していただいて、
0:23:10	その上で、次の問題はA型とB型の書き方の問題等、
0:23:17	設認の時の書いてあった内容とす、そごがないかっていう観点で、ちょっと続きを説明してもらいたいんですけれども。
0:23:32	はい。承知しました。まずコメンター四国電力加茂です。承知しました。まず資料 1 のコメントを管理票については、
0:23:42	先ほど申し上げた通り、その辺が若干量であるというような趣旨の言葉を、
0:23:49	追記するような文章を、
0:23:51	今後検討したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:54	2点目の過去の設認との記載の整合性について説明させていただきます。
0:24:02	まず、A型の燃料体について説明させていただきます。A型燃料体については、
0:24:14	まず、過去の説明ではですね、
0:24:18	評価項目くうの、
0:24:21	許容値として上部の0裁判のずつ変形が進行しないと合うような気持ちは示されております。
0:24:29	ガタン性という意味では評価の結果
0:24:36	根本オーバースピード条件では仕事浮き上がらないんですけれども、
0:24:42	評価条件として祖先が進行しないような記載をしておりますので、
0:24:46	設工認においても、
0:24:48	同様に祖先か進行しないというような、
0:24:53	木内を記載するというので問題ないと考えております。
0:24:59	で、一方でB型設認とB型設工認の整合性なんですけれども、B型責任における記載がですね、
0:25:09	まず本ワーキングの用地としましては、オーバースピード上部の0裁判での健全性が損なわれないことというような記載になっております。
0:25:23	またB型設認の評価結果の記載につきましては、
0:25:31	浮き上がるが、設計弾性限界ばね力以内であり健全性は損なわれないというような記載になっております。
0:25:38	一方で我々が提出したB型燃料代の設工認においては、両者について総点検が進行しないというような記載にしております。
0:25:51	記載が違うんですけれども、これは先ほど申し上げた通り、
0:25:56	0度の若干の塑性変形を
0:26:00	考慮するかしないかの記載による違いと考えておりまして、
0:26:05	ABかつ設認で設計弾性限がバネ力以内であると記載したのはあくまでオーバースピードGにおいてそのバネがAか塑性線形した。
0:26:15	のではあるんですけれども、本スピード時にかかる過剰については、
0:26:22	弾性限界であると。すなわち、方向がスピードGにかかる荷重をかけた上で、その条件で過剰取り除くと全く同じ元ナカノ戻るというようなことを表しております。
0:26:33	何で設認の記載についても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:35	では、間違いではないんですけどもただ、その記載については、過去、すなわち燃料装荷時に若干の占拠したというような視点が抜けておりますので、
0:26:47	その視点を、
0:26:50	追加するのがより適切だと考えておりますので、
0:26:56	B型設備の記載をですねBが設工認では、
0:27:02	若干の組成性変形。すいません失礼しました祖先気が進行しないというような記載に修正したものになります。
0:27:12	両者は言ってることは同じでありましてただ考慮する。
0:27:18	はい。違うというか総点検が進行しないというような、北井の方が寄居適切で、全体事象を
0:27:26	表現できる記載と考えておりますので、
0:27:31	生活設備と設工認では、表現違いますけれども、整合性に問題ないと考えております。以上です。
0:27:43	規制庁、都築です。
0:27:46	B型の設認で書いてある。
0:27:49	上部ノズル抑えばねの健全性が損なわれないという、
0:27:56	ところは、市、今回修正書としている塑性変形が進行しないということとイコールであると。
0:28:05	そういう、
0:28:07	ことだから、
0:28:09	書き直しても問題ないんだってという意味ですか。
0:28:16	四国電力川本です。そのように考えております。
0:28:19	費用です。
0:28:22	うん。規制庁鈴木です。そこについては、
0:28:32	今後のこともあるので、
0:28:35	そこを書き直す意味合いが同じであるということ、
0:28:42	トーク説明か何かでB型の方に入れていただけますか。
0:28:49	四国電力加茂です。はい、承知いたしました。AとB型設認で、上部の0歳バネが健全であるということが、AB型設工認D総点検が進行しないという記載と同義であるというような趣旨の説明を補足説明資料に追加させていただきます。以上です。
0:29:08	はい。規制庁鈴木ですよろしくお願いします。私からの確認は以上です。
0:29:18	はい規制庁伊藤です。はい。いろいろご説明ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	今の説明で
0:29:27	塑性変形が進行しないというのは、
0:29:34	B型の場合、多少浮き上がるけれども、それが
0:29:38	まだ浮き上がる。
0:29:41	全事象が終わったら、もっと
0:29:45	元の長さ元の長さというのつまり、多少塑性変形していった元の長さに戻る。だから、当然変形は進行しないんだと、そういう、
0:29:58	理解でいいですか。
0:30:01	四国電力加茂です。理解で間違いございません。以上です。
0:30:09	はい、わかりました。
0:30:11	あと、追加で一つ、
0:30:15	前回もちょっと説明いただいて、
0:30:19	たところなんですけど上部の0歳ばねのそもそもの、どういうものだったかっていうところなんですけど、
0:30:27	確か前回、
0:30:30	補足説明資料8月31日の補足説明資料の、
0:30:36	ナカノ、
0:30:39	今私があったの。
0:30:42	右下69ページを見ているんですけども、ここの
0:30:48	三角形のところですよという説明があったかと思うんですけど、ちょっとすいません、この三角形の。
0:30:57	何ですかね、斜めの部分にいた。
0:31:02	まっすぐの部分が、
0:31:05	ばねでやると、そういう構造なんですかね。
0:31:55	はい。宝殿力カワモトです。ですね斜めになってるやつと、下垂直になってるやつは1タイ2束になっておましてバネの機能としてはどちらかと言いますと斜めの
0:32:09	板バネが上から押さえてグリッド曲がって、反発力を生むというような、
0:32:14	機能なっております。縦のやつは
0:32:19	下で固定されているわけではなくてですね上から押されると、動きますので
0:32:26	そういった意味では金の機能は立っての線というよりは斜めの線の板バネが担っているというような形になります。以上です。
0:32:35	なるほど。はいはい。それで須磨サノさん筧が
0:32:43	燃料集合体の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:46	4点というんですかね4辺についているので三角形が四つあるっていうイメージでよろしいですか。
0:32:58	はい。四国電力加茂です。ご認識の通りです。以上です。はい。瀬戸イトウですそれでこの四つの三角形に力が均等にかかる。
0:33:09	と、何か偏りが生じるようなことはないっていうことですかね。
0:33:23	江藤四国電力加茂です。上からトーマツをされますので偏りが生じない設計なっております。以上です。
0:33:32	はい。規制庁伊東です大体構造については承知しました。
0:33:37	はい。
0:33:38	他に
0:33:40	ばねのところ、
0:33:43	ちょっと数規制庁スズキです1点だけ、先ほどイトウが、
0:33:47	聞いたときにA型は浮き上がらないけど、B型はちょっと浮き上がりますみたいな。
0:33:53	話があったんですけどそれは正しいですか。
0:33:59	はい。被告電力カワモトです。に、はい。正しいです。節子設認とか、設工認、設備設工認の
0:34:10	評価結果にも記載している、記載してる通り、形はポンポンオーバースピード条件には浮き上がらないんですけれども、B型は浮き上がります。以上です。
0:34:21	規制庁スズキでちょっと後で
0:34:24	実際の評価結果の数字の
0:34:27	上下関係は確認しますけど、
0:34:31	簡単に聞いておくと、A型であろうとB型であろうと。
0:34:37	これ、単相流が流れてポンプオーバースピードの時の単相流だと思ってるので、鉛直上向きの単相流によって生じる燃料部位の
0:34:49	圧損ですねこれは多分、ほとんど同じだと思っていて、
0:34:55	つまりそうすると上に燃料に上向きにかかる力ってのはA型でもB型でもほぼ同じだと思うんですけど、
0:35:05	A型浮き上がらないB型浮き上がるってことは、先ほど私が確認した内容からすると、A型の方がばねの力が強く、
0:35:16	B型の方がばねの力が若干弱いので、
0:35:20	B型の方は少し浮き上がるけど、ポンプオーバースピードを、
0:35:25	が生じてそのあとコストダウンしてくるところに戻ってきますと、そういう評価結果になっているっていうことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:13	四国電力河本です。江藤ご認識の通りばね力の違いによりまして評価の違いが生じております。他にも要因はいろいろありまして衛藤赤考えられまして守護たEの重量が若干違うということでもありますとか、集合体長さが若干違うというようなことも、
0:36:32	寄与してる可能性があります。申し訳ありませんがその詳細な
0:36:38	そういう数字が比較できるような結果はちょっとこの場で持ち合わせておりませんのでこのような回答とさせていただきます。
0:36:45	以上です。はい。規制庁鈴木です。今の話は、評価結果でがたんB型も、
0:36:53	上部の0歳はね要求される力と抑えばねの力は、数字として載っていますのでその重要な違いだとかってというのは、
0:37:06	ばね力に要求される力、
0:37:10	のところすでに入り込んでいると思っているので、
0:37:14	単純にその比較で上へアース等、
0:37:20	どちらが大きいかっていうところが見て取れるかなと思っているので、後で評価結果、具体的な数字は申請者の方を見て、
0:37:30	確認いたします。以上です。
0:37:37	東芝電力カワモトです。マニアックについて見ていただく場合はですねA型とB型農機械設計流量時の高温全出力Gのばね力を見ていただければと思います。
0:37:52	すいません補足というか
0:37:55	そこではね力の違いが見てとれると思いますので、
0:37:59	そこまで所です。以上です。はい、市長スズキですわかりましたそこも横目に見ながら確認します。ありがとうございます。以上です。
0:38:12	はい、瀬戸伊藤です。それでは鳥羽根井の話は、江藤以上にしまして、
0:38:21	No.8に移りたいと思います。常務整理表の考え方、マルバツの考え方について、
0:38:29	金。
0:38:30	資料でフローですとか、
0:38:38	DNP効果、結構条文整理は備考欄に記載を追加していただいたりしておりますけれども
0:38:47	そうですね
0:38:50	細かく説明していただく必要はないんですがちょっとこの条文整理の考え方について説明してもらえますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:00	はい。四国電力嶋本です。条文整理についてご説明させていただきます。まず前回のコメントとしましては、この条文整理表を整理するにあたって、まずこういったフローの考え方とか、その分類の仕方、定義、
0:39:18	マルバツ判定の考え方っていうのが示されていなかったなので、そこを目、まず明確にし、しなさいよというコメントをいただいております。
0:39:26	あと、10条につきまして急傾斜地の条文になるんですけども、江藤江藤新規性基準の時再稼働工認の時の整理をよく確認して、
0:39:40	もう1回考え方、確認してくださいというコメントをいただいて、ちょっと整理させていただいているものになります。こちらのフローにつきましては現在並行して進めて、審査させていただいておりますSrSTの設置許可の方の、
0:39:56	ヒアリングの方でいただいているコメントも踏まえて、社内で適宜、お互い調整しながら作成しているという状況のものになります。
0:40:08	ですので事前にまずお送りさせていただいている、資料三、四のうち、まずは市アノ町江藤補足説明資料1は資料三、四、同じものになりますので資料3の方で説明させていただきます。
0:40:25	で、後程、資料3の衛藤、今日、追加で5、提出させていただいた説明資料については後で
0:40:36	説明させていただきます。
0:40:38	当資料1、補足説明資料1の1ページ目になります。
0:40:46	まず、こちらの2ポツ設計及び工事計画認可申請における条文整理フローというところを説明させていただきます。こちらの補足説明資料にフローを追加させていただきます、衛藤。
0:40:58	上から技術基準規則、その下に7形で、申請届け出対象設備の適用条文化、
0:41:08	その下に、本工事の内容に関係あるものかというので、判断基準を明確にしております、そこで丸三角×というふうな、
0:41:19	表現で整理分類しております。
0:41:23	で、注意書きのところ説明させていただきますと、注1につきましては、直接の技術要求でない、1から3条については除いてますと、4条以降のやつを、
0:41:34	整理しているというものを書いております。注2につきましては、この申請対象設備の適用条文か否かという判断基準を具体的に定義したのになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:48	まず考え方としましては、ここも工事の内容に関係なく、技術基準規則の条文、
0:41:57	の適用を受ける設備か否か、今回申請する対象設備が技術基準規則の各条文の適用を受ける設備か否かで判断すると。
0:42:07	これはもう工事の内容に関係なく、
0:42:14	条文の主語で判断できるものというふうに考えておりました、具体的には対象設備が明確な明確となっている条文においては、明らかに申請対象設備と上部の対象設備が合致していない場合は、Noとし、
0:42:29	それ以外はイエスとすると、この考え方につきまして、例えば第8条とか第9条とかそういった工場内にはっていう、立ち入り防止とか不法な侵入等の防止の
0:42:42	条文になるんですけれども、こういったものは、
0:42:46	対象設備が明確となっていないと考えまして、イエスとしております。
0:42:53	ただ、それ以外の、例えば49条以降のSA設備とか、そういう明らかに対象設備が明確となっている条文と、今回の申請対象設備が明らかに合致していないというものについては、ここではパッチとすると。
0:43:10	ハヤシ、微妙だなというものは日アノyes下におりるようなフローというふうに整理してます。
0:43:16	またここで、10条につきまして、
0:43:19	江藤イトウさんにご指摘いただきました新規性基準の時の整理を確認しまして、ちょっと前回の説明から修正させていただきます。前回の説明の時には、
0:43:31	社内整理して、ここ、
0:43:37	10条は適用条文じゃないと、バツにしますというご説明させていただきました。その時には、この条文の手法が、急傾斜地崩壊危険区域内に施設する設備はというふうな、
0:43:52	条文の主語となっております、伊方のこの急傾斜地に、
0:43:57	崩壊危険区域内に施設それ、
0:43:59	区域がないと整理しておりますのでこの条文の
0:44:04	この急傾斜地区域内に支出する設備に該当するものはないと判断しまして、バツと指摘を条文ではないとしていた整理になります。
0:44:15	一方で新規基準のときに、追加になりました基本設計方針の中で、当社の基本設計方針の中で、急傾斜地崩壊危険区域でない地域に、
0:44:29	設備を移設する方針というのを明確に方針を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:34	ですのですべての設備においてはこの適合性を確認する必要があるというふうに判断しまして、今回のフローで、十条に関しては、もうすべて0になりますと。
0:44:48	というふうな整理をしております。
0:44:52	こちらが注2のご説明です。
0:44:54	です。注3本工事の内容に関係あるか否かというところのご説明になりますが、申請届け出対象設備の適用条文となった条文のうち、
0:45:06	以下の両方が該当する条文であるか否かで判断すると。
0:45:10	す。一つが、設計段階で確認する条文、物によっては、十七条のように、供用中に確認する条文とかもございまして、それは当設工認の申請の対象外というふうに判断しております。
0:45:26	で、設計段階で確認する条文であり、かつ、2ポツ目、本申請届け出内容が、過去の設計及び工事計画認可申請書、
0:45:37	これは過去の工事計画説明書も含みます。
0:45:43	での基準適合性確認結果に影響を与える条文、
0:45:48	ということでそれらについては、工事の内容に関係あると。
0:45:54	機構に説明できてないものは、
0:45:56	機構の説明、説明結果に影響があるものについては、0としますというふうなフローにしております。
0:46:05	ここですいません、本日追加でご説明させていただきたいのが、追加でお送りさせていただいた資料になります。
0:46:16	で、そちらを見ていただきたいんですけども、衛藤。
0:46:23	昨日一昨日のSRSTのヒアリングの中で、設置許可の方も同じようなフローを作って説明させていただいてるんですけども、
0:46:34	その中に、基準適合性確認結果に影響を与える条文という記載にすると、
0:46:41	少しでも条件が変わった場合には、影響があると。
0:46:47	というふうに判断できるんじゃないかと。
0:46:53	ただそういう条件でもう三角にしようとしているものがありますということで、影響を与える条文っていうのは、ちょっと表現としては適切ではないというコメントをいただきまして、衛藤。
0:47:08	追加でお送りさせていただいた資料の通り、赤字で書いておりますが、基準適合性確認結果により、適合していることが説明できない条文と、
0:47:18	という形の方で、今社内調整しているという状況であります。で、SRStkn ow審査を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:29	はい。担当しているものとも今、調整完了しているところでして、この記載で、SRSD側の季沙伊井を、
0:47:40	踏襲してこちらと同じように反映しているという状況になります。
0:47:50	すいません中三続きを説明させていただきますと、今回の燃料体、ただし書きのところについてなんですけれども、今回の燃料体の設工認に、
0:48:02	当たってはこの上二つのポツに該当するものは、23条だけが該当すると考えております。
0:48:10	23条は、条文の解釈が変わったこともあって、過去ではそういった評価をしていないものと、
0:48:20	なのでこの
0:48:23	既工認の、
0:48:24	既工認で、
0:48:27	既工認の技術基準適合性確認結果により、適合していることが説明できない条文というのに合致しますので、23条については、この上の二つのポツ、両方該当するという事で0になると判断しております。
0:48:42	一方でそれ以外の条文については、この上二つ一つでは該当はないと考えておりますが、
0:48:50	ただ上記に該当しない場合であっても、申請届け出対象設備が法令改正等により新たに設要目表へ追加する設備である場合は、
0:49:00	以下のどちらかに該当する条文であるか否かで判断するというふうにしておりまして、申請対象設備の設計に関する条文と、
0:49:10	申請対象設備が防護すべき対象となっている条文、この二つについて、
0:49:16	工事の内容に関係あると判断しまして、0というふうなフローに整理しております。
0:49:26	フローのご説明は以上になります。江藤。
0:49:31	こちらを使って、
0:49:33	このフローを使って、資料3の、その次のページですね、
0:49:44	右下。
0:49:46	6ページに、
0:49:48	6ページ以降になります。
0:49:51	第1の条文整理表につきましても、記載を見直しております。
0:49:58	ちょっとすべては説明は省略させていただきますが、まず、考え方としましては、分類というところで、今までは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:09	3列、適用条文工事の内容、審査対象条文という3列で丸×バツっていう、というような判定をしていたんですけども、今回見直しで丸三角×
0:50:21	というふうにしております。この分類というところに注釈を振りまして、先ほどのフローと同じような記載を追加、
0:50:29	条文整理表の最後のところに記載を追加しております。
0:50:37	その分類の仕方の考え方について備考のところで記載しております。赤字が変更箇所になりまして、代表的なもの、
0:50:48	例を挙げて説明させていただきますと、第五条であれば、地震による損傷の防止ということで、上の黒字のところでは、既工認でもうすでに、
0:51:00	このタイミングで適合性確認していますと。
0:51:03	ただ、赤字の箇所です。今回の申請は、既工事計画から設計内容に変更はないものの、本設備を新たに燃料体という設備区分類を目標に追加することから、本条文が燃料体の設計に関する条文であることを踏まえ、
0:51:19	今回の申請書の中で適合性を説明すると。
0:51:22	というような、このフローの考え方に沿った記載にすべて見直しているものになります。
0:51:29	あと赤字箇所で幾つかの、そういう、
0:51:32	内容を変えたところ以外にですね、SAの設備も踏まえて記載の適正化統一化を図っております。
0:51:45	10条につきましても、
0:51:48	今まで×××っていうふうな整理をさせていただいてたんですけど、今回のフローの考え方に従って、分類は三角というふうにさせていただいて、リコーとしては、急傾斜地の崩壊の防止については既工事計画において適合性が確認されていると。
0:52:05	で、伊方発電所は、そういった急傾斜地崩壊危険区域に指定された場所がないことから、この急傾斜地の崩壊の防止に係る設計は、工事の内容に関係しないと。
0:52:19	ということで三角というふうな整理としております。
0:52:27	当社からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。
0:52:32	はい規制庁伊藤ですご説明ありがとうございました。すいません冒頭で言い忘れましたが本日追加で1枚資料が出ていますので、今日の資料というのはこの5種類になりますと、
0:52:46	で、すいません、えっとですね、最新の
0:52:52	フローが何かというと、今聞いていた感じだと、注3の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:00	二つ目のポツ。
0:53:03	の記載が、今日の
0:53:07	追加で出されている資料の記載になってつまり、確認結果、
0:53:14	オカにより、
0:53:15	適合しているか説明できない条文になって、
0:53:21	ただし、ただしほにやららというところは残るという、そういうのが最新という理解でいいですか。
0:53:31	四国電力島本です。はい。その認識で問題ございません。
0:53:37	はいわかりました。はい。
0:53:40	そうれ、
0:53:43	先ほど
0:53:46	すいません
0:53:49	〇〇×三角については今回の
0:53:55	すみません、今日出していただいているし、
0:54:00	フローの修正とは
0:54:04	鵜殿先生を踏まえても、変わらないってということですね。
0:54:11	最初に出していただいたものから変わらないってことですね。
0:54:14	四国電力の島本です。はい。ご認識の通りでして丸三角×の整理の結果には変更ございません。
0:54:23	はい規制庁伊藤です。承知しました。
0:54:27	一応私はここについては、送致しましたという状態なんですけど製造側、
0:54:37	だから何かコメントありますか。
0:54:42	規制庁の仲です。
0:54:45	私の方から少しコメントというところで、
0:54:49	ここ前回のヒアリングで少し
0:54:53	かなり条文の整理表自体が複雑で、
0:54:57	考え方もよくわからなかったというところで、今回ですね。
0:55:02	簡潔に整理をしていただいて、
0:55:07	なおかつ並行的に進めているですね、使用済み樹脂タンクの許可の、
0:55:14	案件との整合性も踏まえて修正いただいたということで、
0:55:18	概ね前回に比べれば随分、整理の仕方としての考えもそう明確にはなってきましたし、
0:55:27	表自体も複雑な定義はなくしていますのでかなりわかりやすくなってきたかとは思ってます。
0:55:37	使用済み樹脂タンクですね許可の方の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	事実確認の関係で言いますと、御社の方でもいろいろ部署間で共有していただいているとは思いますが、
0:55:53	あちらの方は結構例えば
0:55:57	津波とか自然現象とかそういうものですね、
0:56:02	影響が、
0:56:03	少ないとかあるなしとかですねそういうところで、何かなるべく参加国みたいな議論になっていて、そこがあまり先ほどご説明ありましたけど、
0:56:16	その影響ありなしとかいう話になると結局ありなしの境界は何かというところが、非常によくわからないところがあって、
0:56:26	そこが
0:56:28	お互いの認識共有としてもですね結構かなり時間がかかるので、
0:56:33	端的に言えばですね、既許可で確認された範囲というものがあってですね、その範囲内の変更であるかどうかとそういう整理で、
0:56:45	条文、対象、対象条文を整理していきましょうと。
0:56:49	いうところのヒアリングを進めてますんで、
0:56:53	今日この件で言いますと追加で
0:56:59	フローのさらなる修正ということでありましたけど、
0:57:04	昨日使用済み樹脂タンクの許可の方で、
0:57:09	ちょっとまだ影響ありなしみたいな表現があったのでそこは、
0:57:14	適切に直し、
0:57:16	の方がいいかどうかというところで、修正をしますというところですね。
0:57:22	実はその結果についてはまだきよ、その許可側の方では確認をし、
0:57:28	まだこちらとしてもしてないので、
0:57:31	最終的にどうなったかどうかというところのですね、認識共有とかいうのは図れてないので、
0:57:38	それを踏まえてのですね、こちら側としての修正も、
0:57:43	また、さらなる必要性があればですね、
0:57:48	していただく程度かなと思ってます。この案件について言いますとですね、あんまり
0:57:56	三角をふやすとかそういう方向の議論にもなってなくてですね、新たな設備区分としての登録ということで、
0:58:04	施設区分ですかね、のとしての登録で、
0:58:08	前広に丸がついてますので、あんまり
0:58:12	許可側でのですね、議論ほど深い議論は必要ないかと、いうふうには 思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:19	ただちょっと
0:58:21	修正いただいた表現としてですねあんまり表現のやりとりですね、本質的入れない議論はあんまり避けたいとは思いつつですね。
0:58:30	いただいた
0:58:33	し、文字でいうと、
0:58:35	注3のところの記載なんですけど、確認結果により適合している事は説明できない上不っていうのは、何となく説明しきれないので
0:58:47	登録しますみたいな感じに見えるので、
0:58:51	ちょっと
0:58:52	これ規定的な見方で書いてるんでこういう文章になって
0:58:57	いるのかなと思いつつですね趣旨は
0:59:01	すでに
0:59:04	工事計画の認可を受けた案件でのその確認の。
0:59:09	範囲内であることから
0:59:14	改めて確認する必要があるのかないかとかってそう、そういう言い方かと、いうふうに思ってます
0:59:20	今この表現を見て、
0:59:22	具体的にこうだという、
0:59:25	いやもうちょっと浮かばないんですけれど。
0:59:28	引き継ぎちょっと
0:59:30	許可でのですね最終的な
0:59:34	その整理結果を踏まえてですね必要であればですねここも適宜修正いただければいいのかなと思ってますが、
0:59:42	そんな認識でよろしいでしょうか。
0:59:47	四国電力の嶋本です。ありがとうございます。私の、当社としましてはS RST側が正しく
0:59:58	表現のところについて今社内で検討しているところとして、今まだそれをNRAさんの方にはまだご説明できていない状況と、
1:00:09	来週以降というふうには伺っております。ちょっと先走ってるようなところもあるかと思うんですけれども、現在の当社の当検討状況を、燃料体の方でちょっと先に、
1:00:21	説明させていただいたような状況となっておりますので、基本的には記載の方はできるだけ統一して、
1:00:29	ご説明いただいた既工認の基準適合性確認の範囲内。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:36	であるか否かと、というような、そういう記載がえとSRST側でも今、検討しているところですので、ちょっとそちらの方との整合を図りながら、今後また、
1:00:48	この資料の記載については見直しを図っていきたいと考えております。ですのではない。先ほど長田さんおっしゃられた
1:00:59	イトウ、こちらも認識しておりますので、そのように対応させていただきます。以上となります。
1:01:06	はい。規制庁仲です。
1:01:08	許可での事実確認結果なりの、
1:01:14	も、
1:01:14	踏まえながらということとあとは許可と工認との違いというのももし何か、
1:01:20	後任としてのですね記載の配慮が必要であればそれはそれで適宜修正いただくということで、本日は特段、それ以上のコメントはしませんので引き続き、
1:01:34	許可等の対応状況を見ながら、検討いただければと思います。以上です。
1:01:40	四国電力島本です。承知いたしました。
1:01:45	はい。規制庁井藤です。よろしいですかね。じゃあ、次に移りたいと思います。コメント管理表でいうとナンバー9のところ、
1:01:58	条文整理表で、
1:02:01	書かれている既工事計画がいつのものかという質問で衛藤、平成16年の認可ですよという回答いただきました。
1:02:13	それで、まず一つはちょっとこのいつ
1:02:20	民家であるというのが、補足説明資料上には書かれなかったものでちょっとさっき加えておいてもらえると助かります。19条の
1:02:32	備考欄のところで、はい。それから、
1:02:37	当時
1:02:38	適合性を確認しているところなんですけれども、おそらく、
1:02:45	この流体振動の説明書は、当時もついていなかったのではと、政策はするんですがそうすると、
1:02:55	確認しているというのはどのように確認していったのかというところを教えてくださいませんか。
1:03:07	四国電力の島本です。先ほどの点ご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:12	当時不ステップツ燃料の工認の申請をさせていただいたと聞いては、 ですけども、当時はまた痴呆設計方針もなかった時代でして、
1:03:25	ご認識の通り流体振動、また温度変動による損傷の防止に関する説明書、
1:03:33	というのも添付してはございませんで、一方で何で説明していたかという と、当社の認識としましては耐震計算書というものを当時、添付して おります。
1:03:47	その耐震計算書の中にはですね、直接その当時これは省令 62 号の 6 条の所、要求事項になるんですけども、
1:04:00	数、それと、何か紐づけて整理しているという、綺麗なものではないんで ですけども、その耐震計算書の中では、水陸振動、
1:04:10	による応力を算出しております、
1:04:15	その被覆管の耐力以下であることというのを、当時説明しております 。その中でこの水力振動に関する説明というのを、ご説明させていただ いているというふうに認識しております。
1:04:31	以上となります。
1:04:35	はい規制庁イトウです。
1:04:39	おじさんありがとうございます。す。今おっしゃった水力振動というところ で、
1:04:45	今回の十九条で言うところの流体振動と、
1:04:50	温度変動というのが両方入っているというイメージでよろしいでしょ うか。
1:04:59	被告電力の島本です。OA耐震計算書のなか一なんですけども、水力震 度については記載はありますが、
1:05:09	炉心の中の温度変動がそこまでないものになりますので温度変動によ る損傷の防止に関しては説明はついてございません。
1:05:20	以上となります。
1:05:24	Excessをイトウです。はい。ちょっと当時の耐震の説明書は後で確認し たいと思いますが、そうすると、
1:05:36	0 タイ新藤はいいとしても温度変動については、
1:05:42	適合性の確認というのは、
1:05:45	何をしているのかというところになるんですけども、
1:05:49	例えばですね、何か
1:05:55	燃料体ではなくて、いわゆる一次、
1:05:59	一次、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:00	経典ですかねとげ県令の申請において、
1:06:05	流体振動の説明書が、
1:06:08	ついていて、
1:06:11	一次系のループについては、
1:06:15	流体振動なり、
1:06:18	温度変動なり、そういうのが、
1:06:21	まず外損傷が生じないみたいなそういう、
1:06:26	説明があつたりしてそこに、
1:06:32	燃料体も入って範囲に含まれるみたいな、そそういうものもないですか。
1:06:41	四国電力の島本です。はい温度変動に関する説明書としては、燃料体に関してはございません。
1:06:50	といたしますのも、
1:06:54	まず
1:06:56	えっとですね。
1:06:59	省令 62 号の、
1:07:02	時なんですけれども、省令 62 号の時の第 6 条につきましては、
1:07:11	解説Ⅱ 2、燃料体については、その 1 冷却材器振動による損傷の防止を定めたものと、
1:07:21	というのが記載が明記されておまして、衛藤、燃料体についてはこのあとその振動とは何かっていうのは、機械振動と流体振動二つあるんですけど、この
1:07:34	省令 62 号の 6 条の中では、流体振動のことを言っていますという、解説が明示されています。ですので燃料体については従来から、
1:07:47	その流体振動に対しての説明を要求されておまして、それを、
1:07:54	耐震計算書の中で説明させていただいたという認識でございます。
1:08:03	一方で、すいませんはい、以上になります。規制庁イトウです。すいません。今おっしゃった解説というのは、
1:08:14	もう 1 回、もう一度、何の解説かっているのをもう一度よろしいですか。
1:08:23	四国電力の島本です。すいません。ちょっと今手元に持ち合わせてないので、ちょっとヒアリング途中でまたご回答させていただきます。
1:08:36	それでもよろしいでしょうか。はい。瀬戸イトウです。大丈夫です。それ、
1:08:45	過去にそういう解説が、
1:08:49	あったとして、ただ今の基準だと、
1:08:54	マーケ-規則なり解釈なりを見ても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:00	燃料体については、
1:09:03	流体振動だけ考えれば十分というふうには、
1:09:10	どうも読めなさそうなんですけれどもそれは、
1:09:14	そこについてはどうお考えですか。
1:09:24	四国電力の島本です。19条の解釈としましては、燃料体及び反射材並びに続きまして、
1:09:36	それらは、
1:09:39	一次冷却材または二次冷却材の循環沸騰その他の1冷却材または二次冷却材の挙動による、
1:09:47	挙動により生ずる流体振動、または、温度差のある流体の混合、
1:09:55	とかのマウンド変動により損傷を受けないように施設しなければならないというふうに、または繋いでいるところを考えまして、燃料体としましては、流体振動について、用地がされているものと、
1:10:09	それが規則の解釈腔で、
1:10:16	御温度サノ会温度差について解釈で記載されているところについて、燃料体に対して要求はないというふうに考えております。
1:10:28	以上となります。
1:10:35	規制庁伊藤です。はいありがとうございます。ただちょっとやっぱりわからなくてまたはで繋がっているから流体振動だけだという。
1:10:45	すいませんとどうもわからないんですが、何かそれって、
1:10:50	等どう読めばそうなるんですか。
1:10:57	四国電力の島本です。規制庁の鈴木ですけど横からすいません。
1:11:03	今の、
1:11:06	説明をさルールのであれば、
1:11:10	基本設計方針を書き分ける必要が私はまずあると思うんですけれども。
1:11:18	やっぱり一緒に書いてあると、イトウが言うように、
1:11:23	どの構造体に対して流体振動等、
1:11:30	温度変動。
1:11:32	を見なきゃいけないのかってところがまずわからないんですよね。
1:11:38	そこをまず書き分けられる方がまず、
1:11:42	四国電力の主張として明確になるんじゃないかなと私は思うんですけれどもその上で我々がこの19条の適合として、
1:11:55	適合性があるかどうかという観点で燃料体には温度変動を見なくていいかどうかというところが、
1:12:04	確認できればいいんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:07	イトウはその温度変動のところをどうやって確認するのか、っていう観点で、まずは説明が欲しいということを行っている。
1:12:18	ですけどもちょっとそういうことを踏まえた上で、説明をしていただけますか。
1:12:55	四国電力嶋本です。
1:12:58	ご指摘の点、理解いたしました。今の基本設計方針の記載については燃料体、炉心支持構造物、熱遮へい材及び原子炉容器という規模になっております。それに対して、
1:13:14	流体振動または温度変動により損傷を受けない設計とするというふうな、
1:13:20	記載としておましてここ、こちらの記載は、技術基準規則の十九条の記載を踏襲しているような形になっております。
1:13:31	ご指摘の点について、ちょっとご最もなところですので、ちょっと考えたいと思います。
1:13:43	で、あと、その上、燃料体、
1:13:48	については、なぜ温度差のある流体を、
1:13:53	温度変動による損傷を受けないように、
1:13:56	ニシダ施設しなければならないというその要求事項がなぜ燃料体は、
1:14:03	要求されていないのかと、すそそこについて、
1:14:07	ご説明させていただき、規制庁スズキです要求してるかどうかは、規制委員会規制庁の問題なので、
1:14:17	四国電力としてそこは温度変動を見なくてもいいんですよ要するに、
1:14:24	端的に言うと温度変動に、
1:14:27	によるその損傷のような要因っていうのが燃料体のところでは発生するような設計になってないから、流体振動だけでいいんですっていう説明をしていただく必要があると思ってそうしないと我々、
1:14:43	まず基準上、そこはまたははなってるけど、どっちにかけるかどうかは、わからないので、基準上はどっちもまず確認をしなければいけないというふうに思っていて、
1:14:57	その上D市す。
1:15:00	四国電力の炉心の部分の燃料体に関して、実際の設計がどうなっているところを説明していただきたいんですけども。
1:15:23	四国電力の嶋本です。はい、ご指摘の点、理解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:30	ちょっとこの場で全部回答するのは難しいと考えておりますのちょっと確認させていただきます。ただ、基本的な考え方としましてはこの温度差のある流体の混合というものに対しては、
1:15:45	過去からの経緯を踏まえると、美浜 2 号のSGのSGの伝熱管損傷事例とか、
1:15:55	もんじゅの事例とかそういうのを踏まえて、後で追加になったものと考えておまして、それらについては配管に対して、配管やSGチューブとかそういったものに対して要求されている条文であると。
1:16:09	考えておまして、一方で燃料体とか原子炉本体っていうのは、そういう配管とかと違って温度差が、温度差の流体の混合というのが生じにくいというふうに考えまして、
1:16:26	これまで明確、
1:16:29	区にご説明して、すいませんちょっとここまだわからないんですけどもこれまで燃料体について少なくとも温度差に温度、温度変動に関する損傷については、
1:16:41	明確にご説明しなかったのかなと考えております。ちょっとこちらの考え方につきましては、ちょっと過去の経緯を踏まえてちょっと社内整理させていただけたらと思います。
1:16:55	以上ですちょスズキでそこは、よろしく申し上げます我々の方も
1:17:00	規制の追加の要求で温度変動が入ったっていうその経緯等を、ちょっと私自身は認識しなかったのもので、その辺は規制庁側の方はしっかり確認をした上で、
1:17:11	まず四国電力としてのこの設計の方針となぜそういう設計にするのかっていうところは明確に説明をお願いします。私から以上ですけどイトウさんの方向か。
1:17:23	追加で聞きたいところとか、まだ確認できてないところがあれば、続きをお願いします。
1:17:30	規制庁伊藤です。ありがとうございます鈴木さんから、
1:17:36	フォロー。
1:17:37	思います。1点言うとしたら、これ規則、技術基準規則と実用炉。
1:17:48	オクの別表が、
1:17:50	ちょっとかみ合っていないところがあるせいで何か変なことになってるような気もするんですけど、
1:17:58	添付書類として、今回増えてきていないというのは別表第 2 の整理でそうになっているというのは承知したんですが、であっても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:11	規則への適合性というのは確認する必要があるのはもちろんなので、そのためには
1:18:18	先ほどの指摘への回答もそうですしそれを場合によっては
1:18:25	補足説明資料に足してもらおうというのも必要になってくると思っておりますので、よろしくお願いします。
1:18:36	四国電力嶋本です。承知いたしました。
1:18:40	はい。規制庁伊藤です。それでは次に行きたいと思います。
1:18:47	コメント管理表でナンバー
1:18:50	10ですね。
1:18:51	被覆材とかコイルばねとかヘリウムはⅡが、
1:18:55	強度評価にどう関係しているのかというところでえっと、
1:18:59	資料3と4で記載をしてもらいました。
1:19:04	大体記載してもらったところで、
1:19:10	承知しましたというところなのですが、
1:19:13	と、
1:19:14	ちょっと一つ確認。
1:19:17	なのですが、
1:19:19	資料、
1:19:21	資料3の方で言うと、
1:19:26	右下32ページ。
1:19:31	越冬
1:19:33	一つ目の赤字の部分で、具体的には云々とあって、ここで一番下の行で、耐熱性等の確認を実施しているという記載があります。
1:19:47	ここでアノ等に入っているのを、
1:19:51	は何かというと、衛藤。
1:19:56	なんででしょうかちょっと、説明をお願いします。
1:20:02	四国電力河本です。ここで大変正当というか、あと変えたい粘性等の確認を実施していると言った趣旨はですね、
1:20:14	資料8の中でジルコニウム気泡起因に対して
1:20:23	確認を実施している項目が、耐熱性のほかにも耐放射線性であるとか耐食性とかその他の性能に関する
1:20:31	過去に実施しております。それを代表して耐熱性等々書いております。従いまして大変正当という言葉の中には、資料8の中でジルコニウム杭合金、
1:20:43	に対して確認を実施してる項目のすべてが入っております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:48	瀬戸イトウです。すべてが入ってるということで承知しました。
1:20:52	ちなみに須田ちょっと確認なんですが、物理的性質と化学的性質等、そういうのがあって、物理的性質というと、
1:21:02	どこまでが入るんですかね耐熱性、
1:21:06	と。
1:21:07	さっきちょっとどう、どこから分かれるのか。
1:21:12	お手伝いお願いします。
1:21:16	四国電力科目です。
1:21:20	明確な区分けは難しいところもルートは思ってるんですけども基本的に物理で聞いなあ正常である例えば融点以下であるとか、
1:21:34	そういった評価項目については物理的性質であって、耐食性みたいな化学反応に対してどのような体制を持ってるかっていうところについては科学的性質だと考えております。
1:21:48	従いまして明確にスパッ等分けられると、というようなところはなかなか難しいんですけども、大ざっぱに言いまして耐熱性とか対向車線車物理的性質耐食性は各月提出ということが
1:22:05	無理という言い方がついてしまうんですけどもそういった区分けができるかと考えております。以上です。
1:22:12	はい、規制庁伊藤ですありがとうございます考え方を。承知しました。
1:22:19	それではここについては以上。
1:22:23	として、
1:22:25	最後に、浅井コメント管理表では最後に 11 番、
1:22:31	についてなんですが設定根拠の説明書の
1:22:37	添付不要としている理由のところですけども、今回色彩を修正して、提出されていますと。
1:22:47	それで、
1:22:48	ちょっと確認なんですが、今回書かれているのはつまり、
1:23:00	燃料体、
1:23:02	というのは、設定根拠用。
1:23:06	設定こん。
1:23:09	今日、
1:23:10	そもそも説明書の中に、ないという、そ、そういうことを言われてますから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:28	四国電力河本です。ここで言ってる趣旨はですね実用炉規則別表第2に定めている、設定根拠に関する説明書の対象として挙げられている項目については、
1:23:43	燃料体に本評定、どの項目も当てはまらないものですので、
1:23:50	不要であるというふうに判断してるという指針になります。以上です。
1:24:07	すいません、ちょっと確認なんですけど別表第2に定める設備別記載事項っていうのはつまり
1:24:15	今回要目表で出てきているような、燃料の、
1:24:23	材料とか、組成とか、
1:24:27	のことを刷新。
1:24:29	没水よね。ちょっと。
1:24:31	認識共有できてますか。
1:24:38	四国電力川本です。その認識としましては我々としてはですね
1:24:46	まず実用炉規則別表第2に記載されてる事項なんですけれども、
1:24:51	添付書類の名前としまして、
1:24:55	これは共通です、共通のところの添付書類に書いておましてお名前がですね設備別記載事項のうち、容量または注入速度最高使用圧力、最高使用温度とか、
1:25:11	具体的な項目名をずらっと書いてるような、添付書類の名前になっております。
1:25:16	たくさん項目書いて、
1:25:19	ですね、個数とか再結合効率とかいろいろ書いてるんですけども、その中に、
1:25:27	先ほど
1:25:30	伊藤さんから主言っていたいた、燃料の組成とか、
1:25:35	が含まれてないですと、従いまして燃料体の申請では
1:25:44	設定根拠説明書は不要であるというふうに判断しております。
1:25:49	衛藤。
1:25:50	当社の認識は江藤井戸になります。規制庁井藤です。なるほどごめんなさい。だから別表第2の添付書類の一覧の
1:26:00	ところで、そっか節、
1:26:03	と記載事項。
1:26:05	内保ヤダに関する説明書というのが、
1:26:10	あってそのほにやらの中に燃料体の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:15	いろんなパラメータ設定根拠に該当するものはないっていうそういうことですか。
1:26:23	四国電力河本です。ご認識の通りです。以上です。
1:26:27	なるほど。なるほどちょっとそうするとこの理由の書き方が、
1:26:35	本申請内容には、別表第2に定める。
1:26:41	設備別記載事項の設定。
1:26:46	に該当するものがない。
1:26:50	第2に定める。
1:27:19	あ、すみません。
1:27:21	これはただの書きぶりの話なんですけど、だから、本申請内容に、
1:27:28	何が含まれていないかという等設定根拠に関する説明書の中に入れるべきものが、
1:27:36	本申請内容に入っていないということだと理解。
1:27:40	しました。
1:27:41	それが、
1:28:05	すみませんはい。最初日本語だけ見た時にちょっと、
1:28:10	何を指してるのかわからなかったんですけども、説明を聞いてわかりましたはい、ありがとうございます。
1:28:17	はい。規制庁鈴木です。横からすみません。今のお話で、省略せずに、ちょっと長ったらしくなるかもしれないですけど、
1:28:29	全部書いてもらえればいいんじゃないかなと思うんですけど。
1:28:36	はい。四国電力川本です。衛藤。はい。ご指摘の通り、多少枠が大きくなるんですけども、
1:28:48	説明書の名前は、
1:28:50	項目名も含めて、甲斐書こうと思います。以上です。
1:28:55	はい、規制庁スズキでそれぞれでしたら伊藤さん
1:28:58	見てそのままだったことはわかりますよね。
1:29:02	そうですね。はい。
1:29:05	はいそれで、
1:29:07	よろしいかと思えますはい。
1:29:11	社長の中ですけど、ちょっと私の方からコメントをしたいんですけど。
1:29:19	確認ですね。
1:29:22	これ前回のヒアリングでですね私の方から、
1:29:26	ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:27	理由の記載として、これは適切なかどうかというところでコメントをしたかと思います。で、
1:29:35	ちょっと前回の資料でどう書いてあったかって今ちょっと探していたところだと。私が確認したところだと、本申請内容設定子、
1:29:47	根拠に影響を与えないため不要っていう書き方になってたかと思うんですけどそう、そういう認識でよかったですよね。
1:29:55	はい。四国電力加茂です。
1:29:58	ご指摘の通り前回のヒアリングまではそのような記載にしておりました。以上です。
1:30:04	はい。規制庁仲です。
1:30:06	ちょっと設定根拠に影響を与えないため不要っていうのが、ちょっと説明書が不要である理由として、
1:30:15	ちょっとよくわからなかったというところでコメント。
1:30:17	少し
1:30:21	理由としては適切ではなかったかというところで、
1:30:25	再度ご確認、
1:30:28	なにをご検討いただいたところで、
1:30:31	今回の
1:30:34	修正版ですかね。これを確認したところであれば先ほどご説明あった通り
1:30:42	別表第2 定める、設定根拠に該当するものはないため不要ということで直接的な回答の言い方としてはですね、
1:30:52	これはこれで前回よりは少しは要るか要らないかというところでの書き方としては、
1:30:58	適切になってきたかと思いつつですね、
1:31:02	ただしちょっと具体的な内容を、別表第2 なりですね申請書等をいろいろ見比べながら少し確認をしてみたんですが、
1:31:16	それで
1:31:18	別表第2
1:31:22	引用されている別表第2 の書き方としてですね。
1:31:27	設備別記載事項のうちというふうにズラッと書いている中で、
1:31:33	例えば外径っていう単語をちょっと見つけてですね、
1:31:38	一方
1:31:40	申請書の本文に今回何が書いてあるかというところを、これもちょっと確認をしてみたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:49	これ結構細かい書き方になってるんですけど、
1:31:55	例えば
1:31:57	被覆管であれば。
1:32:06	燃料被覆材外径というような、
1:32:11	要目表としての記載もありますけれど、
1:32:14	これは該当しないというふうにいえるのでしょうか。
1:32:23	四国電力、島本です。衛藤。この点につきましては私たちも確認しまして、社内の整理なんですけれどもここで言う外形については、
1:32:34	一般的な配管に対する外形について、こういう設定根拠説明書っていうのを、これまでつけさせていただいておりまして、例えば
1:32:45	一つのポンプとかの、その一部に
1:32:48	外径が不んなんて言いますか体育館ではないその設備に対して、一部その外寸法を表すような記載があったりはするんですけども、
1:33:00	そういうものに対して、この設定根拠をつけているっていう整理はしてございません。なので今回の燃料集合体についても、
1:33:10	その燃料棒とかが被覆管円柱でできているものですので外径っていう、そういう直とかそういうのは出てきますが、ここで求められている設定根拠の説明書に、
1:33:23	つけるべき対象には該当しないと判断しております。
1:33:27	以上です。
1:33:31	規制庁野中です。
1:33:33	ば、
1:33:35	言わんとすることはわかりますがその説明も結構早くてですね。
1:33:41	そもそもの設定根拠に関する説明書自体わあ、
1:33:47	大枠で言えばですね、その余裕を目標で書いてある。
1:33:52	主、趣旨の仕様ですよ。主なものとしてはその容量であったり寸法
1:34:01	そういったものが、ちゃんと根拠を持って設定されているかどうかと。
1:34:07	いうところが趣旨なんだと思ってます。
1:34:12	実態はですね、ご説明あった通り、今までであればですね、
1:34:19	これは大体その配管に関して、
1:34:23	外径というものを説明があって、説明なんかを読むと、多分その流量、
1:34:31	としてちゃんと機能するかどうかという観点でちゃんと外径が定められているかどうかと。
1:34:37	いう説明が、
1:34:38	なされてきてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:41	今までであれば、おっしゃる通り代替容器なり管というものを対象に書かれてきたものなんだと思います。
1:34:49	そういう意味でいうとですね逆に言うと、これ自体燃料体設計まで想定したものかっという、多分そこまで想定したもので多分、
1:34:58	なっていないっていうのもあったし、今までは要目表にです燃料体設計のここまでの仕様というのが書かれてなかったので、
1:35:06	工認申請書だけ見ればですね、あんまりそういうことについてもですね、
1:35:13	該当するかどうかという議論はあんまりされてきていなかったんだと、いうふうに理解します。
1:35:21	で、別表 2 だけ見るとそういう意味でいうと今までの実態があれば配管なんですけど直接の表現だけを見ればですね、外径っていうのは何を指すかというところは、実は配管のとかって明示されてないので、
1:35:34	これは配管のことなので、燃料体は関係ありませんっていうのを、
1:35:40	ちょっと一概にそういう説明を、
1:35:43	受けると。
1:35:44	いや果たしてそうなのかなというところがあるんだと考えてます。
1:35:51	ただ一方ですね、実はこれ自体は、例えば容量とかですねそういうことをいうと実は配管以外にもいろいろ、
1:36:01	あってですね、例えば電気設備とかそういうものについても、容量とかあるところではあるんですけど、それはこの根拠説明書には書いてなくて、
1:36:12	それは何でかっという、ある意味その電気設備については電気設備に関する説明書というのが別途あってですね。
1:36:20	その中で詳細に、
1:36:21	根拠も含めて書かれているのであれば、
1:36:25	こちらの設定交響説明書に書かないという整理もしていたかと思っいてですね。
1:36:31	ね、今回の燃料体についても、
1:36:36	ここら辺のですね被覆材なり、制御棒案内シングルなりいろいろ外径とか書いてますけど、
1:36:44	そういうものの考え方が説明書の中でしっかり書かれて、その燃料、
1:36:50	タイ設計に関する説明書の中にですね。
1:36:53	しっかり書かれてるんであればですね、あえて設定根拠に関する説明書も、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:59	そのクローズアップしてですねわざわざ書く必要もないかという整理もあるかと思って。
1:37:05	だからそういう観点でですね、何か
1:37:08	収集の燃料体に関する要因については、しっかり燃料体設計ちょっと私も全部確認はしてないですけど、
1:37:17	別途、燃料体設計に関する説明書の中でちゃんと、
1:37:22	根拠というかそれを踏まえた機能への影響というのがしっかり説明していますと言ってくればですねそれはそれで、
1:37:30	これが第1号ではなくてですねすでに先行のプラントでですね、
1:37:37	設定根拠に関する説明書をつけてないということであればわざわざ議論を蒸し返してですね、
1:37:43	つけるつけないみたいな議論をする必要もないかと思ってるんですけど。
1:37:47	何か書き方として別途そういうその趣旨の、
1:37:52	背燃料体設計に関する根拠については、
1:37:58	説明書の中に書かれてるなお書きみたいな感じなのかもしれませんけど、
1:38:03	そういうことを言っていたでもいいのかなと思ってますけど。
1:38:06	ちょっと長々としゃべってましたけどその点いかがでしょうか。
1:38:18	四国電力河本です。ご指摘ありがとうございます。衛藤。
1:38:23	燃料体の各項目についてはですね、
1:38:28	寸法ぐらいの寸法に関しては主に資料7の共同し強度計算書の中で、各寸法をインプットとして各部材が関係する共同の評価をしております。
1:38:42	従いまして、要目表の中の寸法については
1:38:48	強度計算書の中で根拠をしっかり説明しているというふうに考えております。以上です。
1:38:57	はい。規制庁中です。
1:38:59	多分今の回答の中だと、結局、
1:39:04	定めるものに該当するものはないですと言って結局ちょっと会計とかが出てくるので、
1:39:10	何か外、該当するじゃないかみたいな感じにこう見えてしまうので、
1:39:15	7オザキみたいな感じでな、なおそのここのものについてはしっかりとその説明書で別途、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:23	説明していくものとするとか、何かそういう記載があってもいいのかなと思いますけど何か。
1:39:29	修正する。
1:39:31	そういうことも踏まえて何か修正する意向があるかどうかについて確認させていただきたいんですけどいかがでしょうか。
1:39:40	はい。被告電力カワモトです。ご指摘の通りなお書きを追加した方が誤解がないというかより正確だと思いますので、補足説明資料2のほうの記載を修正したいと思います。
1:39:53	江藤。確認なんですけれども、何ていうか、若干
1:39:59	条文にその引かれるような形になるんですけれども、ここでなお書きに書く対処としては、当該系だけと。
1:40:09	つまり、燃料他の各部材の寸法でいうと、丸いものの外寸法2が該当するものをつらつら上げてそれらについては強度計算書上で、
1:40:22	説明しているというふうな記載にしようかなと考えているんですけども、そのや、修正の方針でよろしかったでしょうか。
1:40:29	以上です。
1:40:31	はい。規制庁中です。ちょっと表現ぶりはなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、少なくとも、
1:40:39	別表第2で挙げているような主要な項目に該当するものとしての外径っていうのを中心に
1:40:45	こういうものについては、ちゃんと設営、別途説明書の中で、
1:40:52	根拠を含めて説明しているということである程度対象を絞って書いていただくことでよいかと思います。別表第二に該当しないと直接、
1:41:03	いう言い方が適切かどうかも含めてちょっと検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:41:22	四国電力木本です。衛藤、別府第2書かれている各項目について、もう一度確認しまして、業務表上で、燃料体の要目表上で挙げられている。
1:41:34	項目に該当。
1:41:37	するであるとか、思想であるような項目洗い出してですねそれらについて資料等で説明しているというふうな
1:41:45	記載の書きを追加しようと思います。以上です。
1:41:50	はい。規制庁仲です。結論はバツでも思いつつちょっと書き方に工夫はもし必要かもしれませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:57	ちよつとす。そういった趣旨も踏まえてですね、修正いただければと思います。以上です。
1:42:09	はい規制庁伊東です。すいませんちよつと時間が迫ってきているんですがあと2点ほどちよつと伝えて伝えてる質問をしたいところがあって、
1:42:22	ちよつとこちらの気になっている点だけ伝えて、回答は次回資料でいただくという流れを考えています。ちよつと5分ほど延びてしまっても構いませんでしょうか。四国電力側は、
1:42:39	はい。施工電力カワモトです。問題ございません。以上です。
1:42:44	はい規制庁イトウレスありがとうございますそれでは一つ目なんですけれども、許可の整合性の書類についてです。
1:42:54	この中で許可と今回のところ、
1:42:58	設工認の
1:43:00	申請書の記載の比較表というのが持って、
1:43:05	いるわけですがけれども、えっとですね。
1:43:08	とA型でいうと、
1:43:11	資料2-1-1-1。
1:43:16	のページでですね、
1:43:19	ここの要目表で4. 一位、
1:43:23	0、
1:43:24	浦野須藤のと書かれております。
1:43:28	ここについては整合性のところで特に
1:43:33	4.8 以下だからという古藤なのかもしれないですけど
1:43:38	具体的な説明は特にないというところなんです、えっとですねちよつと
1:43:44	過去に四国電力側から、
1:43:49	この4.1の導入については、ノーアクションレター法令、
1:43:56	法令適用すいません、公平適用事前確認手続きとか、江藤がなされています。
1:44:04	その回答っていうのが
1:44:07	直接わかる出したのが、平成28年11月2日なんですけれども、その時、そのワークチャンスはまさに、許可との整合性。
1:44:19	整合性というか許可が変わるかどうかっていう、
1:44:22	ところを見ていたりするものになります。で、
1:44:30	ここに、
1:44:31	今回のとかの整合性の説明書の中で、
1:44:37	Tノーアクションレターもって確認した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:42	事項というのを書き込んでいただく方が良いのではないかと考えているんですけども、
1:44:49	四国電力側としてはいかがでしょうか。
1:44:54	すいませんこちらが気にしているのは、そういうところですよ。これが一つ目になります。
1:45:00	二つ目スズキ。
1:45:04	さんの方からお願いしてもいいでしょうか。
1:45:10	はい。規制庁鈴木です。申請書の本文の、
1:45:15	工事の方法についてなんですけれども、
1:45:20	A型の申請書で具体ページを出してお伝えしますが、
1:45:31	2-1-9の13ページ。
1:45:35	2、3ポツ2の燃料体の加工に係る
1:45:39	工場の留意事項というのがあってですねその中のdポツが変更前のところで、
1:45:46	下線が引いてあって、注記がであって、適正化するというのが注記のところで書いてありますんで、
1:45:56	ここと同じような記載は、
1:46:01	前のページの3ポツ1の設置変更の工事に係る工事の留意事項の
1:46:09	同じくdポツにありまして
1:46:14	こちら側の方と記載を合わせるような、適正化をされているように見えるんですけども、
1:46:25	ここのですね適正された部分の、
1:46:28	検査試験等の各段階における工程を管理すると適正化すると、本当は工程を維持するになってたんですが、
1:46:37	これを、
1:46:38	にするっていう適正化をする意味がちょっとよくわからなくてですねむしろ、
1:46:43	3ポツ1の方の工程を管理すると書いてあったところが、
1:46:48	逆に何か違うんじゃないかという、ちょっと問題意識がありまして、
1:46:54	なぜその話をするかというんですね、この
1:46:59	市長ですね工事の方法の所の中で1ページ目に、工事の
1:47:05	プロセスについて説明があって、2ポツの中は、その検査、
1:47:11	についての説明になっていますね。で、
1:47:15	工事の工程の管理っていうのは、12ページのところにポツヤノ日、QMSに係る検査、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:25	があってその中で、工事の管理がしっかり行われているかどうかということの、
1:47:31	確認をすることになっていますので、なぜ、あえてA市試験検査のところだけ、
1:47:41	工程上、工事上の留意事項、3 ポツ 13 ポツ 2 のdポツでですねわざわざ工程を管理するっていうのを、
1:47:49	書かなきゃいけないのかっていうところが、よくわかりませんと。
1:47:54	前の方をずっとさかのぼって見ていくとですね、
1:48:02	10、
1:48:04	次
1:48:06	受
1:48:07	ページから 11 ページに掛けて、
1:48:13	これ例えばですね 2 ポツ 2 ポツ 2 で臨界反応操作を開始できる段階の
1:48:20	検査という時にですね、
1:48:22	臨界反応操作開始することができる状態になったときに、この検査をしますと、
1:48:29	これは臨界に達する前でなければ、機能の検査ができない、性能の確認ができないと。
1:48:37	いうことを、
1:48:39	検査するんですっていうふうに書いてあるので、
1:48:43	私はその先ほどの 3 ポツ 1 の留意事項のdポツのところは実は、
1:48:50	この試験のために、
1:48:53	工程を維持するとか、これホールドポイントの意味で、
1:48:58	維持するっていうのが本来もともと、
1:49:01	留意すべきこととして書かれることじゃないのかなっていうちょっと疑問を持ちました。
1:49:08	ちょっとこの全体の工事の方法の全体の説明の中においてわざわざこの、
1:49:14	スタンポツの 1 と 3 ポツ 2 で、留意事項として試験検査んところの工程を管理するというのをあえて書かなきゃいけない。
1:49:24	理由がなぜなのかで維持するではない。もともと維持するって書いてあったんですけど、維持するではなくて管理の方が適正適切だということで適正化したんだというところの理由の説明をですね。
1:49:39	次回し、していただきたいということです。私からは以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:48	はい季節をイトウです。以上 2 点について次回、回答いただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:49:59	四国電力川本です。ご指摘の 2 点について次回回答させていただきます。以上です。
1:50:06	はい、規制庁井藤です。それではすみませんちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、これでヒアリングは終了したいと思います。
1:50:16	最後に四国電力側から何かありますか。
1:50:25	はい。四国電力貨物です。事故弊社から特にございません。以上です。
1:50:33	はい。施設をイトウです。それでは規制庁側からは、
1:50:38	すいません。
1:50:40	次回の資料の提出時期についてはいつごろを見込んでおられますでしょうか。
1:51:08	はい。四国電力河本です。3 週間後の 12 月 16 日に提出させていただきたいと考えているんですけども、よろしいでしょうか。
1:51:20	以上です。
1:51:27	はい。規制庁伊藤です見込みについて承知しました。ヒアリング日程についても追って調整させてもらえればと思います。
1:51:34	それではこれでヒアリング終了いたします。ありがとうございました。
1:51:41	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。